

岩手県警察機関誌発行要綱の制定について

(平成7年2月16日岩教発第62号警察本部長)

〔沿革〕 平成14年3月岩教発第107号、平成20年3月岩警第406号改正

各 部 長
各 所 属 長

岩手県警察機関誌発行要綱の制定について(平成7年2月16日付け岩教発第62号)のうち、「岩手県警察機関誌発行要綱」の一部を次のとおり改正し、平成14年3月25日から施行するので、誤りのないようにされたい。

別紙 1

岩手県警察機関誌発行要綱

(目的)

第1 この要綱は、岩手県警察機関誌(以下「機関誌」という。)の編集・発行について必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2 機関誌の運営に関する基本方針は、部長会議に付議して決定する。

(誌名)

第3 機関誌の誌名は「イーハトーブ」とする。

(発行日)

第4 機関誌は、原則として毎月5日とする。

(編集・発行人等)

第5 機関誌の編集・発行人は人財育成課長とし、発行所を人財育成課とする。

(編集委員会の設置)

第6 警察本部に編集委員会を設置する。

(編集委員会の構成)

第7 編集委員会は、編集委員長及び編集委員をもって構成する。

2 編集委員長は、人財育成課長の職にある者をもって充てる。

3 編集委員は、本部の次長、副所長、副隊長及び副校長(総務担当)並びに、盛岡東警察署警務課長の職にある者、その他編集委員長が指名する者をもって充てる。

4 東北管区警察局岩手県情報通信部にあっては、通信庶務課課長補佐の職にある者を編集委員として委嘱する。

(編集委員会の任務)

第8 編集委員会は、機関誌編集・発行の適正を図るため協議する。

2 編集委員長は、必要に応じて編集委員会を招集し、これを主宰する。

3 編集委員は、所属職員の要望意見等を機関誌編集に反映させるものとする。

(編集通信員)

第9 各警察署の職員の要望意見等を機関誌に反映させるため、各警察署に編集通信員を置く。

2 編集通信員は各警察署ごとに1名とし、警察署長が指定する。

3 編集通信員は、その所属職員の要望意見等を報告するとともに、定期又は随時に原稿を提出するものとする。

(事務)

第10 機関誌発行に関する事務は、人財育成課において行う。

2 各所属の機関誌に関する事務を主管する者(以下「主管者」という。)は、本部にあっては、次長、副所長、副隊長及び副校長(総務担当)、署にあっては警務課長とする。

3 東北管区警察局岩手県情報通信部にあっては、通信庶務課課長補佐の職にある者を主管者として委嘱する。

4 主管者は、機関誌の購読・原稿の収集その他編集に必要な事務の処理を行うものとする。

る。

(発行経費)

第11 機関誌発行に要する経費は、読者の購読料をもって充てる。

(予算及び決算)

第12 機関誌発行に関する収支は、一会計年度ごとに予算に基づいて行わなければならない。

2 予算及び決算は、編集委員会の承認を得なければならない。

(監査)

第13 監査員は、会計課次長の職にある者及び盛岡東警察署警務課長の職にある者をもって充てる。

2 監査員は、毎会計年度のほか必要に応じて監査を行い、その結果を編集委員会に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成7年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月26日から施行する。